



「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」で挨拶する竹中大臣
(2月24日)



奥山日本公認会計士協会会長より伊藤副大臣に対し、繰延税金資産の合理性の確認等に関する検討結果について報告
(2月24日)

目次

【トピックス】

- 14年9月期の不良債権の状況等について
- 金融再生プログラムの進捗状況について
- 米国SEC規則案へのパブリック・コメントの発出について
- 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

【海外通信】

- 最近の米銀の収益動向等 (在ニューヨーク総領事館領事 長田 敬)

【金融ここが聞きたい!】

- Q: 株価が下落していますが、实体经济に与える影響はどうでしょうか?
- Q: 株価が下落していますが、金融危機の恐れはありませんか?
- Q: 日本公認会計士協会の奥山会長が繰延税金資産の合理性の確認に関する会長通牒を出しましたが、これを踏まえ、金融庁としてはどう対応するのですか?

【金融便利帳】

- 今月のキーワード: 自己資本

【竹中大臣に質問!】

【お知らせ】

【2月の主な報道発表等】



【トピックス】

<14年9月期の不良債権の状況等について>

14年9月期の全国銀行の不良債権（金融再生法開示債権ベース）は40.1兆円となっており、14年3月期の43.2兆円と比べて3.1兆円の減少となっています。

不良債権の増減を内訳別にみると、不良債権のうち比較的风险の小さい要管理債権については、若干の増加（+0.3兆円）となったものの、一方、よりリスクの大きな危険債権及び破産更生等債権については減少（▲3.4兆円）となりました。

全体として不良債権が減少した主な要因としては、引き続き厳しい経済情勢の下での債務者の業況悪化に伴う不良債権の新規発生がみられたものの、それを上回る積極的なオフバランス化が進展したことが挙げられます。

※ 14年9月期の不良債権の状況等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「14年9月期における不良債権の状況等（ポイント）」（平成15年2月7日）](#)にアクセスしてください。



<金融再生プログラムの進捗状況について>

◎金融再生プログラムの進捗状況 (図) (平成15年2月28日現在)

I 第三者割当増資時のコンプライアンスに関する事務ガイドラインの整備

今般、2月21日(金)に、「金融再生プログラム」(14年10月30日公表)及び「作業工程表」(同11月28日公表)を受け、第三者割当増資時のコンプライアンスについて銀行監督上の事務処理手続きを定めた事務ガイドラインを整備・公表したところであります。

第三者割当増資は、銀行が取引先等に対し直接に株式を割り当てるので、例えば、

- 商法の「資本充実の原則」の遵守、
- 独占禁止法の「優越的な地位の濫用」等不公正な取引の防止、
- 適正なディスクロージャーの確保、
- 預金との誤認防止のための適切な説明

といった点に係る法令等遵守態勢(コンプライアンス)の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要があり、また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資時のコンプライアンスについては、増資の都度構築・徹底される必要があります。

こうした点を踏まえ、今般の事務ガイドラインの整備に当たり、当局としては、増資を行おうとする銀行に対し、経営の責任において、①法令等遵守に係る内部管理態勢の確立、②適正な増資の遂行、③遵守状況の事後的な点検等を行うよう求めることとし、そのための監督上の着眼点と事務フローを明確にしたところであります。

第三者割当増資を行う銀行自身が自らの責任においてコンプライアンスに万全を尽くす必要があると考えていますが、当局としても、銀行の第三者割当増資については、この事務ガイドラインに沿って適切にチェックを行っていくこととしております。

※ 「第三者割当増資時のコンプライアンスに関する事務ガイドライン」について、詳しくは、金融庁ホームページの「事務ガイドライン」から「事務ガイドラインの一部改正に関する報道発表」に入り、[「平成15年2月21日 事務ガイドライン\(第一分冊：預金取扱い金融機関関係\)の一部改正について」](#)にアクセスしてください。

II 「金融再生プログラム関係等に係る検査マニュアルの改訂について」に対するパブリック・コメントの結果及び金融検査マニュアルの改訂

「金融再生プログラム」において、資産査定を厳格化を図るための方策として「資産査定に関する基準の見直し」等が盛り込まれたことから、日本公認会計士協会では、「DCF等検討プロジェクトチーム」を設置し、検討を行ってきました。

金融庁としても、検査・監督当局の立場から、日本公認会計士協会と必要な調整を行うため、昨年11月、「公認会計士協会との連絡協議会(ワーキング・チーム)」を設置し、6回に及ぶ検討を行い、12月26日、引当に関するDCF的手法の採用及び引当金算定における期間の見直しについて、金融検査マニュアルを改訂することとし、パブリック・コメントに付しました。

本年1月27日、パブリック・コメントを締切り、19先より頂いた121件のご意見等を踏まえ表現等の改善を行い、2月25日、金融検査マニュアルを改訂し、通達として発出・公表したところであります。



※ 「金融再生プログラム関係等に係る検査マニュアルの改訂について」に対するパブリック・コメントの結果及び金融検査マニュアルの改訂について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂について」に対するご意見等の公表について](#)（平成15年2月25日）にアクセスしてください。

III 繰延税金資産の合理性の確認、DCF的手法の採用等についての日本公認会計士協会における検討結果

昨年11月、金融再生プログラムに関して、金融庁から日本公認会計士協会に対し、

- ① 繰延税金資産の合理性の確認
- ② 引当に関する冠するDCF的手法の採用
- ③ 引当金算定における期間の見直し

の検討を依頼しました。

これを受けて、日本公認会計士協会では、「DCF等検討プロジェクトチーム」を設置し、検討を行ってききましたが、その結果を2月25日に公表しました。

※ 繰延税金資産の合理性の確認、DCF的手法の採用、貸倒引当金の計上における1年・3年基準の検討について、詳しくは、[日本公認会計士協会のホームページ](#)から「プレスリリース」に掲載の「記者会見（公認会計士法改正及び銀行等金融機関のDCF法採用・貸倒引当金・繰延税金資産に係る対応ほか）について（2003.2.25）」にアクセスしてください。

IV 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」地方懇談会の開催



第1回地方懇談会（大阪）（2月24日）



第2回地方懇談会（仙台）（2月26日）

リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ（座長 堀内昭義東京大学大学院経済学研究科教授）においては、金融再生プログラム及び同作業工程表を踏まえ、主要行と異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討しているところですが、検討の一環として、リレーションシップバンキングの担い手である中小・地域金融機関のエンドユーザーからのご意見を幅広く伺うため、以下のように大阪市、仙台市の2箇所で地方懇談会を開催しました。

懇談会の中では、パネリストの方から様々な意見が出されましたが、中小・地域金融機関が地域で果



たす役割は大きく、かなり貢献しているというポジティブな評価が与えられる反面、近年は中小・地域金融機関の対応が事務的になっている面があるなどさらに改善すべき面もある、といった意見が多く出されました。

ワーキンググループにおいては、地方懇談会でのヒアリング結果も参考としつつ、今月末までの報告書の取りまとめの作業を精力的に進めていく予定です。

(開催状況)

① 大阪市（2月24日（月）） 参加 223名

[参加パネリスト]

青戸 紘	(株)川島織物取締役社長
有岡 恭助	(株)大阪中小企業投資育成社長
稲岡真理子	ライフマネジメント研究所所長
川邊祐之亮	(有)ジャパンスマイルシステム代表取締役
武内 勇	(株)ミレニアムゲートテクノロジー社長
寺田 勝史	大阪府商工労働部副理事
中村 隆司	(株)ダイドー住販代表取締役
服部 盛隆	池田銀行頭取
西村 忠禧	みなと銀行頭取
溝口 肇	大阪信用金庫理事長
和泉 吉俊	兵庫県信用組合理事長

[参加ワーキンググループ委員]

堀内 昭義	東京大学大学院経済学研究科教授
多胡 秀人	ブラクストン(株)プリンシパル
田作 朋雄	PWCファイナンシャル・アドバイザリー・サービス(株)取締役パートナー
藤野 次雄	横浜市立大学商学部教授
淵田 康之	野村総合研究所資本市場研究部長
三井 逸友	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
村本 孜	成城大学経済学部教授
吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授



② 仙台市（2月26日（水）） 参加 205名

[参加パネリスト]

佐伯 昭雄	(株) 東北電子産業代表取締役社長
須田 精一	由利工業グループ代表
高田登志江	(株) 宮城運輸代表取締役専務
村松 巖	仙台商工会議所 会頭
山田 慶太	(株) アサカ理研工業代表取締役社長
横山 英子	(株) 横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役
瀬谷 俊雄	東邦銀行頭取
日下 睦男	仙台銀行会長
齋藤 有司	宮古信用金庫理事長
須佐 喜夫	福島県商工信組理事長

[参加ワーキンググループ委員]

堀内 昭義	東京大学大学院経済学研究科教授
多胡 秀人	ブラクストン(株)プリンシパル
田作 朋雄	PWCファイナンシャル・アドバイザリー・サービス(株)取締役パートナー
淵田 康之	野村総合研究所資本市場研究部長
三井 逸友	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授

※ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ 地方懇談会」の議事録や堀内座長が行ったプレゼンテーションの資料については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「金融審議会 金融分科会第二部会 リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ 地方懇談会について」\(平成15年3月17日\)](#)」にアクセスしてください。

※ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」については、アクセスFSA第3号【トピックス】[「金融再生プログラムの進捗状況について II 金融審議会における検討」](#)、同第2号【トピックス】[「金融再生プログラムの進捗状況について III 金融審議会における検討」](#)もご覧ください。

※ 「金融再生プログラム」、「作業工程表」について、もっと詳しくお知りになりたい方は、金融庁ホームページの[「金融再生プログラム」](#)のコーナーにアクセスしてください。



<米国SEC規則案へのパブリック・コメントの発出について>

1. パブリック・コメントの発出

金融庁は、2月14日、米国の企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）第301条（注1）に基づく米国の証券取引委員会（SEC）の規則案に対して、パブリック・コメントを発出しました（注2）。その詳細については、金融庁ホームページの「インフォメーション」から「国際機関関連情報」の「その他」に入り、[「米国SEC規則案へのパブリック・コメントの発出について」（平成15年2月14日）](#)にアクセスしてみてください。

（注1）同条は、SEC登録企業（米国上場企業など）について、全員が「独立取締役」から成る「監査委員会」の設置などを義務づけるものです。

（注2）米国SECは、その規則を制定するに当たり、まず規則案を公表し、その規則案に対して広く一般からパブリック・コメントを募った上で、最終的な規則を制定します。

2. 米国の企業会計改革法への対応

（1）米国の企業会計改革法（平成14年7月30日成立）は、会計法人の監督体制強化のための新機関の設置、会計法人の独立性強化、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化、企業のディスクロージャー（開示）の強化、企業責任の強化など、広範な内容を含んでおり、証券市場への投資家の信認を確保するための重要な成果であると考えられます。

（2）一方、金融庁は、米国の企業会計改革法の適用が我が国の監査法人や米国上場の日本企業に及ぼす影響などにかんがみ、米国SECと建設的な対話を行ってきました。そうした対話の一環として、同法に基づくSEC規則案について、これまで数回にわたるパブリック・コメントを発出してきました。

※ これまでの金融庁の取組みについては、アクセスFSA第2号【トピックス】[「米国の企業会計改革法への対応について」](#)にもアクセスしてみてください。

3. 今回の対応と今後の動き

（1）同法第301条に基づくSEC規則案は、外国企業について一定の適用除外を認める（注4）など、評価に値するものとなっていますが、今回、米国上場の日本企業への影響などにかんがみ（注5）、法務省を含む関係省や関係機関と緊密な連携を図りつつ、パブリック・コメントを発出したものです。

（注4）我が国の商法特例法に基づく監査役会制度を念頭に置いたと考えられる適用除外規定が含まれています。

（注5）SEC規則案には、我が国の「委員会等設置会社」（商法特例法上の「大会社」は本年4月から選択可能）についての明示的な適用除外規定が含まれていません。

（2）SECの最終規則は、本年4月26日までに制定されることになっています。SECがパブリック・コメントを受けてどのような最終規則を定めるか、今後注視する必要があります。



(3) なお、米国の会計法人の新監督機関である「公開会社会計監督機関（PCAOB）」が、3月4日付けで、会計法人の登録制度に関する規則案を決定しています。

規則案には外国会計法人の適用除外が含まれていませんが、外国会計法人に関する問題は認識されています。今後、パブリック・コメントの発出やラウンドテーブル（3月31日に開催予定）への参加などを通じて、対応していく必要があると考えられます。

<年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について>



年度末金融の円滑化に関する意見交換会（2月24日）

去る2月24日（月）に、金融機関代表者、関係省庁等を集め、「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

本会合では、年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、竹中金融担当大臣から金融機関代表者に対して、健全な中小企業に対する必要な資金供給の円滑化には格別の配慮をするよう要請するとともに、中小企業金融の実態認識について意見交換を行いました。その際に、昨年10月に設置した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に関して、寄せられた情報の実績を紹介しつつ、かかる情報に基づき、今後、金融機関

に対し四半期毎にヒアリングを実施する等積極的に活用する旨説明をしました。

なお、同様の意見交換会は、昨年末にも開催しましたが、中小企業を巡る金融情勢がなお厳しい状況が続いていることに鑑み、重ねて強く要請すべく実施されたものです。



最近の米銀の収益動向等

在ニューヨーク総領事館領事

長田 敬



ニューヨークにある世界最大のトレーディングフロア

世界経済の減速・不透明感の増大、株式市場の低迷など厳しい経営環境の中にあつて、米国の銀行セクターは依然として高い収益を保っている。米国の銀行セクターが高い収益をあげている要因や収益構造などを概観した上で、景気の不透明感が増す中での今後の課題などを整理する。

1. 2002年における米国の銀行セクター全体の収益動向

連邦預金保険公社（FDIC）の四半期報告によると、世界経済の減速や企業の経営破綻が続く状況にあつて、不良債権償却額の増加にもかかわらず、2002年の米国の銀行セクター（預金保険対象金融機関）の純収入は1,054億ドル（前年比20.8%増）、総資産利益率（ROA）も平均で1.31%と、いずれも過去最高を更新するものとなった。

○ 銀行セクターの収益関連諸指標 (10億ドル、%)

	1997	1999	2001	2002
総資産	6,041.0	6,883.6	7,868.4	8,434.7
総資産利益率(ROA)	1.18	1.25	1.14	13.1
自己資本比率	8.39	8.35	8.99	9.21
不良債権償却率	0.57	0.53	0.83	0.97

(資料) FDIC Quarterly Banking Profile

(1) こうした高収益の要因としては、消費者向け部門等における貸出等の資産の増加等による純金利

収入の増加（前年比 252 億ドル増の 10.0%増）に加え、トレーディング収入の減少にもかかわらず貸出債権等の資産売却益の増加や預金関連サービス手数料の増加等により非金利収入が増加したこと（前年比 137 億ドル増の 8.1%増）、有価証券の売却益の大幅増などが挙げられる。

部門別にみると、消費者向け部門が引き続き銀行セクター収益の改善に寄与している。業態別に総資産利益率をみても、非金利収入の増加、貸倒引当負担の減少によるクレジットカード会社の好調ぶりが目立ち、旺盛な住宅需要に支えられたモーゲージ会社も大幅に改善していることが窺える。

(2) 他方、不良債権償却額は 469 億ドル（前年比 20.8%増）、償却率は 0.97%と、1992 年以來の高水準となった。2001 年の景気後退が高水準の貸倒れにつながったと言える。貸倒引当額も 514 億ドルと前年比 10.9%増加したが、第 4 四半期においては 137 億ドルにとどまり、前年同期比で 3 年ぶり、かつ 25 億ドルもの減少（前年比▲15.7%）に転じている。

その一方で、延滞債権額も前年比 10.2%増と依然増加を続けているが、増加のペースは落ちており（前年は 28.0%増）、2002 年第 4 四半期には僅かながら 3 年ぶりの減少に転じている。また、2002 年には 11 の金融機関が破綻しており 1994 年以來の多さとなっている一方、FDICにより財務内容に「問題あり」とされる銀行数は若干減少している。

2. 最近の米銀の収益構造と主要行の収益動向

(1) 米銀の収益構造をみると、近年、非金利収入（手数料収入、トレーディング収入等）への依存度が高まってきている。営業収入に占める非金利収入の割合は預金保険対象金融機関全体で約 4 割、大手行では 4～5 割となっている。資本市場の発達等による資金調達手段の多様化と資金運用手段の多様化にあって、収入源多様化は米銀にとって大きな課題であり、非金利収入はその重要な手段となってきたと言える。

○ 商業銀行の営業収入の内訳の推移 (%)

	商業銀行			総資産 100 億ドル以上		
	1980	1990	2000	1980	1990	2000
営業収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金利収入(ネット)	79.6	67.5	56.6	73.5	58.6	52.2
非金利収入	20.4	32.5	43.4	26.5	41.4	47.8

(資料) FFIEC

こうした非金利収入へのシフト、非金利収入の多様化により、米銀の営業収入の不安定性が小さくなったと言われることがある。しかし、実際には不安定性が縮小したのは金利収入においてであり、非金利収入においてはトレーディング収入を中心に不安定性が増している面があるとの研究もある。80 年代の金利競争が銀行の体力を低下させたとの反省もあって預金金利を必ずしも市場金利に連動させないようになったこともあり、金利収入はシェアは縮小したものの比較的安定してきている。こうしたことから、いかに安定的な非金利収入源を確保していくかが一つの課題となってきている。

(2) また、近年では、大手米銀も、中堅企業向け、中小企業向け、消費者向けのサービスに力を入れるようになってきている。この背景には、資金調達手段の多様化により大企業向けサービスの規模が相対的に小さくなってきたことに加え、信用情報・審査業務の IT 化の進展等により小口案件を効率的に処理できる環境が整ってきたことなどがある。

こうした分野は、従来は、特に大手銀行にとって馴染みの薄い業務であったが、最近ではむしろ安定的な収益が見込める分野として力を入れるところが増えており、米銀の高い収益の一因ともなっている。

(3) 他方、企業向け貸出・投資銀行業務は、不振が続いている。企業向け貸出については、資金重要

が低迷していることに加え、特に業績悪化が懸念される通信、エネルギー、航空といった業種の企業向け貸出については、依然残高も大きいことから、収益圧迫要因となっている。投資銀行業務については、経費節減により利益を確保したところが多いものの、投資家のリスク受容度は低下しており、依然として先行きは不透明である。

また、企業会計不祥事に関連する訴訟費用の計上も巨額となっており、各行とも引当を行っているものの、実際に必要な額が膨らめば更なる収益圧迫要因となりうる。

(4) こうした点を踏まえて、大手行の2002年第4四半期の収益をみると、以下のように、業務内容の違いが業績に大きく影響する結果となっている。

- ① 消費者向け事業、中小企業向け事業、中堅企業向け事業に重点を置くバンク・オブ・アメリカは、住宅ローンやクレジットカードなど消費者金融事業が引き続き好調で、純利益は前年同期比27%増。住宅ローンなど消費者向け事業や中小企業向け事業に重点を置くワコビア（同22%増）やウェルズ・ファーゴ（同10%増）なども収益を増加。
- ② シティ・グループは、アナリスト癒着問題での規制当局との和解合意に基づき13億ドルを費用計上したため、純利益は前年同期比37%減となったものの、一般消費者向け事業は同26%の増益と引き続き好調。2002年の収益は前年比8%増と、前年の過去最高益を更新。
- ③ 他方、JPモルガン・チェースにおいては、相対的に比重の高い投資銀行業務が引き続き不振。消費者融資部門や債券部門が大きく改善し、純収入は前年同期比27%増となったものの、経営破たんしたエンロン関連の訴訟費用などで13億ドルの特別費用を計上した結果、純損益は3.87億ドルの赤字に。

3. 今後の収益変動要因

このように、米銀の収益は好調を続けているが、他方で、経済動向等に関連して、様々なリスク要因が指摘されている。ここでは、イラク攻撃等の地政学的リスクや個々の業態・地域に係るリスク以外の収益変動要因につき、以下いくつか触れる。

(1) 住宅価格

米国においては、住宅価格の上昇が、住宅関連ローンを通じ、景気拡大につながってきたことが指摘されている。すなわち、キャッシュアウト（既存の住宅ローン借り換え時における差額分のローン残高積み増し）やホームエクイティローン（ローン返済途上の住宅の純資産価値を担保とするローン）といった、住宅の価格上昇分を直接活かせる形の住宅を担保とした借入手段が充実していることにより、住宅価格の上昇により借入余力が増した家計において借入金の増額による消費の拡大がみられ、これが米国経済を支えてきた面が強い。このため、企業収益が回復し設備投資が盛り上がってくるまでこのメカニズムが続くかどうかは米国経済の先行きを見通す上で重要な要素となっている。

まず、最近における住宅価格の上昇は、実需に支えられたものであるとの見方が一般的である。特に重要なのが、移民による住宅取得である。近年の家計数増加のうち、新たな家計形成の3分の1から約半分は移民によるものと言われており、その多くが住宅取得を目指すことから、旺盛な住宅需要につながっている。これらの要因から、住宅価格にバブルがあり、そうしたバブルの崩壊によって急激な住宅価格の下落が起こるとの見方は一般的ではない。

他方、モーゲージ金利の低下や借入の増大が2002年のようなペースで起こる余地も小さく、住宅価格の増大による借入の増加、消費の拡大という米国経済を下支えしてきた要因は2002年に比べれば減速せざるを得ない面がある。現に、住宅価格の伸び率は2002年下半期には上半期より減速しており、株式バブルのようなケースを想定して悲観的になる必要はないにしても、リテール面での米銀の収益や米国経済の動向を見通す上で、注意しなければならない要因と言える（グリーンSPAN連邦準備制度理事会（FRB）議長も、最近の講演の中でこうした面に触れている）。

○ 住宅価格の伸び率 (％)

	2001/1Q	2Q	3Q	4Q	2002/1Q	2Q	3Q	4Q
前期比年率	10.40	8.01	7.38	4.32	8.18	9.54	5.85	3.33
前年同期比	8.34	8.51	8.38	7.74	7.15	7.55	7.15	6.89

(資料) Office of Federal Housing Enterprise Oversight House Price Index

また、こうした住宅ローンの急増により、個人の担保能力低下などリスクの増大が指摘されており、ここにきて米銀も住宅ローンの審査を厳格化し始めている(2003年1月のFRBの調査によれば、住宅ローンの貸出姿勢を厳しくした銀行の割合は11.1%となり、10月調査の10.0%と合わせ、住宅ローンの融資姿勢が厳しくなったことを示す過去10年来で初めての兆候としている)。

(2) デフレの懸念

米国においても、物価の上昇率が低下してきており、これがデフレとなって米国経済に深刻な影響を及ぼす可能性が懸念されるようになってきている。実際、2002年にはGDPデフレ率の上昇率が1.1%と、1961年以来の低い数字となっている。

生産面についてみれば、生産者物価指数(PPI)はエネルギー・食料品を除いたコア指数で2001年下半期にマイナスに陥った後2002年以降も前期比で0%をはさむ低水準で推移し、特に繊維、電気、電子機器及び輸送機器といった分野においてデフレ圧力が強まり、最近の企業収益や雇用の弱さの一因ともなっている。他方、消費者物価指数(CPI)についても低水準で推移しているものの、消費生活に占める割合の高いサービスの価格をみると2002年を通じ前年同期比3%以上で推移しており、こうしたことを根拠に現状はデフレとは言い難くディスインフレにすぎないとする論者が多い。

○ 物価上昇率 (前期比、%)

	2001/1Q	2Q	3Q	4Q	2002/1Q	2Q	3Q	4Q
GDP(年率)	▲0.6	▲1.6	▲0.3	2.7	5.0	1.3	4.0	1.4
GDPデフレ率(同)	3.7	2.5	2.2	▲0.5	1.3	1.2	1.0	1.6
生産者物価	1.3	0.3	▲1.1	▲1.5	0.0	0.3	▲0.2	0.9
消費者物価	1.0	0.7	0.2	▲0.1	0.3	0.8	0.5	0.6

(資料) Bureau of Economic Analysis, Bureau of Labor Statistics

こうした中、短期金利の主要政策金利であるフェデラル・ファンド金利の誘導目標も累次の利下げで1.25%まで下がっており、追加的な利下げの余地は限られてきている。また、株価も2000年半ば以降下落しており(ダウ工業株30種平均は約4分の3に、ハイテク関連株の占める比率が高いNASDAQ総合指数は約4分の1に)、さらにそれでもなお過剰設備を抱えている産業は少なくないとみられている。

こうした物価等の動向や最近の日本の経験も相俟って、多くのエコノミストが、米国経済がデフレ・スパイラルに陥る可能性は否定しつつも、デフレの懸念を強く意識するようになってきている。昨年11月の連邦公開市場委員会(FOMC)の声明文においてもインフレ率及びインフレ期待の低さを利下げの理由の一つに挙げており、こうした懸念はFRB幹部や政府高官も有しているようであり、その発言の中でデフレに触れられる機会が増えてきている。

こうしたことから、米国の銀行セクターへのデフレの影響も意識されるようになってきており、デフレによる信用リスクの増大、貸出需要の減退等が銀行経営に及ぼす影響を懸念する声も出てきている。

もっとも、連邦預金保険公社(FDIC)が2月に出したデフレについてのレポートにおいては、米国経済がデフレに陥る可能性は低いとしつつ、仮にデフレになったとしても米銀の地理的分散及び商品の多様化、株式保有の少なさ、総資産収益率(ROA)の高さを挙げ、仮にデフレにより経

済にショックが生じて、邦銀よりもよく対処できるだろうと指摘している。また、同レポートでは、貸出需要の減退や企業倒産の増加に対しても、米銀の良好な財務体質に加え、借り手が低い金利で借り換えられることや、クレジットデリバティブなどの新しいリスク管理手法により、デフレの影響はさほど深刻化しないだろうとの見方を示している。

(3) 資産劣化とリスク管理

2000年、2001年と増加した不良債権は、2002年においても銀行セクター全体としてやや増加したものの、そのペースは鈍化している。もっとも、2001年、2002年と償却等を進めたにもかかわらず増加しているとの指摘もあり、留意が必要である。

もっとも、大手米銀においては、厚い自己資本に加え、デフォルトリスクのみを取引するデフォルトスワップなどのクレジットデリバティブの手法の活用等により貸出債権のリスクヘッジが進んでおり、景気動向等により貸出先の財務内容が急激に悪化しても必ずしも不良債権が急増しない体質を構築していると言われている。通貨監督庁(OCC)は1997年からクレジットデリバティブの数字の報告を求めているが、97年には契約残高547億ドルだったのが2002年末には6,348億ドルとその利用が急増している。

○ 商業銀行のクレジットデリバティブの契約残高 (10億ドル、%)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002
契約残高	55	144	287	426	395	635
前年比	-	163.1	99.0	48.6	▲7.3	60.8

(資料) OCC Quarterly Derivatives Fact Sheet

但し、クレジットデリバティブ等の手法は新しい手法であるが故にまだその詳細につき確立していない部分があり、そのため訴訟リスク等がゼロではないという面がある。法的リスクについては、また、金融機関の統合によりプレーヤーの数が減る中で、リスクヘッジの実効性をいかに高めるかといったことも課題となっている。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： 株価が下落していますが、实体经济に与える影響はどうでしょうか？

A： 今朝ほど、GDPの2次推計について数字が出ていますけれども、概ねが1次推計と余り変わらないわけですが、实体经济そのものは、この数字に象徴されているように、決してそんなに悪いわけではありません。むしろ、当初の想定より高いところで成長してきている。非常に短期的には、踊り場的な状況にありますけれども、实体经济そのものは、むしろ悪くない。そうした实体经济が、株価に反映されていないのではないだろうかというぐらいに厳しい外的なショックがあるということだと思います。それは、正に世界的な規模での地政学的な不確実性の問題ということで、その非常に厳しい中に世界の経済全体が置かれているし、日本もその中にあるというふうに思っています。

株価の動向には、引き続きイラクの問題も含めて注視をしながら、国内で出来る政策について、4本柱の改革は、これは絶対に緩めないで進めていくと、そういう姿勢が、今、非常に重要であると思います。

(平成15年3月11日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 平成14年10-12月期のGDPの2次速報については、詳しくは、内閣府経済社会総合研究所のホームページの[四半期別GDP速報\(平成14年10-12月期・2次速報\)\(2003年3月11日\)](#)にアクセスしてください。

Q： 株価が下落していますが、金融危機の恐れはありませんか？

A： まず、いろいろしっかりと議論しなければいけないのは、「何月危機」とかという言葉がよく使われるわけですが、基本的に金融に対する、例えば資産査定が不十分ではないか、自己資本が不足ではないかと、そういった懸念があって株価が下がって来ているような状況、これは正に金融危機ないしはその兆候だと思いますけれども、そういう状況と今の状況は全く違うということをやはりきちっと認識しないと、対応策を誤ると思います。今は、「3月危機」というふうに言いますが、戦争を懸念した世界的な株安がこの3月に起こっているということになるわけですね。世界的な株安の圧力が増えているにもかかわらず、むしろ金融システムは健全に機能していると。そこが、やはり以前に言われていた金融危機と全く違う点だということは、これはぜひ皆さんにも国民の皆さんにもご理解いただきたいと思います。

基本的には、日本の銀行というのは、例えばですけれども、資金調達が困難になるとか預金が流出するとか、そういう兆候はもう全くないわけですし、そういうことを誰も現時点では考えていな

いと私は思います。株価の動向に関しては、いろいろな要因が働きますから、非常に注意して見ていかなければいけないということは間違いありませんけれども、その金融危機とかというその「危機」という言葉が、非常にいろいろな意味で混同されて使われるのは、これは政策判断を誤る非常に大きな問題を残すと思います。

もちろん私は、金融担当大臣に就任した時に、日本の金融システムには問題がある、病んでいるということをはっきり申し上げました。それに対応するために「金融再生プログラム」を作って、それに対して金融機関が動き始めた。その日本の金融が抱える問題が完治したなどとは私も思っておりませんが、しかしこの半年で非常に明らかに良い方に行っていると、これはもう私は申し上げてよいのではないかと思います。そこに、今、戦争を懸念した世界的な株安が起こっているということですから、これはこれでももちろんしっかりと注意して見ていかなければいけませんけれども、かといって、日本の今までの「金融再生プログラム」に基づく政策、これはやはりしっかりと続けなければいけないわけですから、そこは非常に困難な外的なショックが出て来ていることは確かですけれども、しかし我々がやって来ていることというのは、方向としては正しいと思っておりますし、これはぜひしっかりと続けなければいけないと思っています。

(平成 15 年 3 月 14 日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

Q： 日本公認会計士協会の奥山会長が繰延税金資産の合理性の確認に関する会長通牒を出しましたが、これを踏まえ、金融庁としてはどう対応するのですか？

A： 公認会計士協会の奥山会長からの通達の件でありますけれども、これは公認会計士協会のいわゆる実務指針の中で、自らがお作りになった実務指針の中で繰延税金資産をどう評価するかということに関して、非常に厳密なルールを作っているわけです。そのルールを厳格に適用して、公認会計士、監査法人としての社会的責任を果たしていくというような趣旨であったと思いますので、これは我々としてもぜひ非常に歓迎したいと、このようなご努力を多としたいというふうに思います。

それで、繰延税金資産ですけれども、これは正に検査の中で、これは資産査定、資本評価の中の非常に重要な部分になってまいりますので、もちろんこれは検査の中でこれまでもやってきたわけですが、市場の声にも耳を傾けながら、特にその点に注意しながら検査をやっていくということで、これはもう検査の中でそういうことを着々とやっていっているというふうにご理解をいただければよいと思います。

(平成 15 年 2 月 28 日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 繰延税金資産の合理性の確認に関する日本公認会計士協会の会長通牒について、詳しくは、アクセス FSA 本号の【トピックス】[「金融再生プログラムの進捗状況について Ⅲ繰延税金資産の合理性の確認、DCF的手法の採用等についての日本公認会計士協会における検討結果」](#)にアクセスしてください。

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**自己資本**」です。

- どんな事業でも、事業を行うには資金が必要となります。**個人事業主**の場合は、自分自身の**貯蓄**の中から事業に投ずる資金を拠出し、それだけでは足りないのであれば、金融機関などから資金を**借入**れます。**株式会社**の場合は、会社設立に際して**株式**を発行し、まず元手になる資金を調達した上で、金融機関などから**借入れ**を行ったり、**社債**を発行するなどして資金を調達します。株式会社は、事業を行って行く中で、必要に応じ、株式を新規に発行（**増資**）したり、それまでの事業活動から上がった利益の一部を会社内部に蓄積（**内部留保**）するなどして、より大きな事業活動ができるように財務基盤を強化していきます。
- 企業が事業を行うために調達する資金は、**自己資本**と**負債（他人資本）**に分かれます。**自己資本**とは、上の例でいうと、個人事業主の**貯蓄**や株式会社の株式の発行で調達した**資本金**や**内部留保**です。また、**負債**とは、上の例でいうと、**借入金**や**社債**です。
- **負債**は、**他人資本**ともいわれるように他人から借り入れた資金（**borrowed capital**）であり、いづれ利子を付けて返済しなければならないものです。**借入金**、**社債**、**手形**、**コマーシャル・ペーパー（CP）**などは負債です。
- これに対して、**自己資本**とは、個人事業主であれ、株式会社のような法人であれ、企業が事業に投下している資金（**総資本**）のうち負債を除いた部分です。株式会社の自己資本は、株主が払い込んだ資金（**払込資本金**）と、会社が事業活動によって稼いだ収益の中から負債についての返済（**債権者**に対する**元本**と**利子**の支払い）や**税金**の支払いを行った後の利益のうち**配当**に回さないで会社内部に蓄積される部分（**内部留保**）からなります。内部留保部分を含めて、自己資本は会社の所有者である**株主**に帰属すべきものということで、**株主資本**と呼ぶこともあります。
- **負債**は、「借り手企業（**債務者**）は**金融機関**や**社債権者**等の貸し手（**債権者**）に対して、**元利払い**を行い、**満期**までには借りたものを返さなければならない」という債権債務関係を定めた約束に基づくものであり、企業の業績が悪くても、約束は履行しなければなりません（もっとも、企業の業績悪化により、元利払いが滞ったり、倒産して**債務不履行**に陥ることはあり得ます。金融機関の企業に対する債権がこのような状態に陥ると、それは**不良債権**と呼ばれます）。

※ 不良債権については、アクセスFSA創刊号の【金融便利帳】[\(今月のキーワード：不良債権\)](#)にアクセスしてください。

- 他方、株主に対する**配当**は、企業の業績が悪化して、**赤字**に陥るようなことにでもなれば、負債に対する元利払いとは異なり、必ずしも行わなければならないものではありません。また、会社が**倒産**でもすれば、会社に残った財産からは、まずは負債の返済が行われ、それでもなお残余があつてはじめて株主に対する**残余財産の分配**が行われます。このように、株主資本すなわち自己資本に対する利益の配当や財産の分配は、負債に対する支払いよりも後回しにされます。逆に言えば、会社に損失が生じた場合には、まず自己資本をもってその埋め合わせを行い、他人資本である負債にはできる限り迷惑をかけないようにするという事です。すなわち自己資本は損失を填補する**責任**を負うわけです。なお、株主はその払い込んだ資本の限度で責任を負うという意味で**有限責任**です。このように自己資本が負債に先立って損失に充てられるということは、債権者にとっては、債務者の自己資本は、自分に対する元利払いの約束がきちんと履行されるかどうかの**信用の拠り所**になっているわけです。

- **金融機関**の場合、その主な負債は**預金**であり、その債権者は**預金者**です。金融機関は預金者から預金を預かり、それを企業等に**貸出**します。そして企業の側から見れば金融機関からの**借入金**は負債であり、その債権者は金融機関です。企業は金融機関に対して約束した元利払いを行い、金融機関は預金者の預金を利息を付けながら大事に預かっていきます。しかし、上にも述べたように、企業の業績が悪化すれば金融機関に対する元利払いが滞ったり、債務不履行に陥ったりすることもあり得ます。通常の損失であれば、金融機関の収益の中で、これをカバーすることもできますが、収益でカバーできないような大きな損失が生じた場合には、自己資本が預金を守るためのクッションの役割を果たすのです。
 - このように金融機関の自己資本は、預金を守るための**リスクバッファー**であり、金融機関の**健全性の裏付け、信用の拠り所**です。金融機関は、その受け入れている預金の量や、その抱えている**リスク**（貸出が不良債権化するリスクや運用している有価証券の価格が下落するリスクなど）の度合いに応じた十分な自己資本を備えている必要があります。
 - 自己資本の**総資本**（＝自己資本＋負債）に対する割合が**自己資本比率**です（金融機関の自己資本比率の計算式は後述するようにやや複雑です）。自己資本比率は、企業の財務の健全性を示す重要な指標です。金融機関の自己資本比率は、預金者が自分の大事なお金を安心して預けることができる金融機関を選ぶ上で目安になりますので、金融機関は自己資本比率を預金者にもわかるように**開示（ディスクロージャー）**することが法令により義務付けられています。
 - また、金融機関は、自己資本比率を一定水準以上に保つように監督当局によって規制されています。普通の事業会社にはそのような**自己資本比率規制**はかかっておりませんが、金融機関の場合は、その金融機関としての特性から規制が必要になってくるのです。金融機関の特性とは次のようなことです。
 - まず、第一に、金融機関は、預金を預かり、それを貸出に回すという正に金融機関としての本来業務を行っているが故に、常に**取付け**のリスクに晒されているということがあります。金融機関は、その預金者が預金を引き出しに来れば、即座に現金で払い戻しに応じなければなりません。他方で、貸出の方は、満期まで返済を待つ約束でお金を貸しているのであり、即座に現金化できるものではありません。金融機関は、預金者が一斉に預金を引き出すことはないという前提の下で、受け入れた預金について、手元にある程度の払い戻しに備えた**現金準備**を置き、残りを貸出や有価証券などで運用しているのです。しかし、金融機関の健全性に不安が生じると、預金者は自分の財産を守ろうとして預金の引き出しに走ります。金融機関は、最初のうちは預金の払い戻しに応じていますが、そのうち現金不足に陥り、預金の払い戻しがストップしてしまいます。このような言わば「早い者勝ち」の状況の中で、我先にと預金者が預金引出しに走ることを取付けといいます。金融機関は正に金融業務を行っているが故に、一旦、**信用不安**が生じると、取付けが発生しやすいという本来的な脆弱性を抱えているのです。従って、金融機関が金融機関としてちゃんと機能するためには、その健全性について預金者から信用されていることが必要であり、信用の拠り所である**自己資本の充実**が求められるわけです。
- ※ このような金融機関が抱える本来的な脆弱性を克服するための手段としては、自己資本の充実とともに、預金保険制度によるセーフティーネットがあります。自分が預金している金融機関が破綻しても、保険によって一定額までの払い戻しが保障されるとなれば、「早い者勝ち」にはならないので、金融機関の健全性に多少の不安が生じて、預金者は預金引出しに走ることなく、取付けの発生は避けられます。預金保険制度について、詳しくは、金融庁ホームページの[「新しい預金保険制度」](#)のコーナーにアクセスしてください。
- しかしながら、金融機関がこのような特性を持っていたとしても、金融機関が、金融機関としての業務を営む上で自己資本の充実が必要不可欠であるならば、金融機関自身の経営判断として、自ら自

己資本の充実に努めるはずであり、監督当局がわざわざ規制するまでもないのではないかと考えられます。ここで、自己資本比率規制が必要になってくる理由として、金融機関の第二の特性があげられることになるのです。それは、銀行業の**公共性**とか**外部効果**とか呼ばれたりするものですが、次のようなことです。まず、個々の金融機関は**決済システム**や**インターバンク市場**などを通じて相互に網の目のような**ネットワーク**でつながっており、ネットワーク全体が**金融システム**として機能しています。このため、ある金融機関の健全性が悪化し、**破綻**すると、それがネットワークを通じて他の金融機関に連鎖し、金融システムそのものが機能不全に陥ってしまうおそれがあります。さらに、金融機関は、**決済システム**という経済活動を支える重要な**インフラ**の担い手であり、金融システムの機能不全は、実体経済や国民生活に深刻な悪影響を与えるおそれもあります。もちろん個々の金融機関は、それぞれ自らの経営判断で自己資本を充実させようと努めますが、それでも仮に自己資本が不十分で、万一ある金融機関が破綻してしまえば、そのマイナスの影響は、その破綻金融機関の利用者だけに留まらず、広く国民経済・社会全体に及んでいくおそれがあります。グローバルに活動している金融機関の場合には、マイナスの影響はさらに海外にまで及んでいくおそれもあります。このような広がりを持った金融機関の特性から、金融機関の健全性は、個々の金融機関の自由な経営判断に委ねてしまうのではなく、自己資本比率規制などによって当局がきちんと監督していくことが必要になるのです。

➤ ところで、**自己資本比率**とは、自己資本の総資本（＝自己資本＋負債）に対する割合であると先に述べましたが、これは一般の事業会社の場合のことです。金融機関の場合には、もう少し計算式が複雑になります。自己資本「比率」である以上、自己資本としてカウントすべき数字を分子とし、総資本ないし総資産（会社は資本として調達した資金を事業に投下して資産として保有することになるので、それぞれの総額は形式的には一致することになる（総資本＝総資産））としてカウントすべき数字を分母として、割り算をして導き出すというところは基本的に同じですが、まず、**分子**については、自己資本の性質に応じて**基本的項目（Tier 1）**と**補完的項目（Tier 2）**に分かれております。Tierとは、英語で「層」という意味です。金融機関の自己資本は預金を守るためのクッションと先に述べましたが、このクッションは均質な素材でできていたのではなく、第1層と第2層に分かれているとイメージできます。また、自己資本は金融機関に生じた損失を負債に先立って埋め合わせるものだと先に述べましたが、損失に充てられる順番に着目すると、自己資本の中にも負債に近い自己資本もあれば、負債の中にも自己資本に近い負債というものがあります。そのような性質の違いから、自己資本が第1層と第2層に分かれているのです。例えば、**劣後ローン**や**劣後債**は、その基本的な性格は、元利払いをしなければならぬという約束であり、負債であるわけですが、万一、その債務者が破産してしまったような場合には、他の一般の負債よりも返済が後回しになるなど自己資本的な性格も持っております。そこで、金融機関の自己資本比率の算定上、劣後ローンや劣後債はTier2にカウントされることが認められております。**有価証券の含み益**もリスクバッファとして機能し得るので、その45%をTier2にカウントすることが認められております。Tier2については、これをいくら沢山持っていてTier1と同額までしか分子に算入できないというルールになっています。これに対して、Tier1は、**資本金**、**資本準備金**、**利益準備金**など本来的な自己資本であり、分子への参入が無制限に認められております。

➤ 次に**分母**ですが、金融機関の総資産額をそのまま分母にするのではなく、資産の種類に応じた**リスク・ウェイト**を掛けた額の合計を分母とすることとされております。リスク・ウェイトは、たとえば現金や国債は0%、OECD諸国の銀行向け債権は20%、抵当権付住宅ローンは50%、通常の民間部門向け債権は100%などとなっております。

➤ **自己資本比率規制**とは、上に述べたようにして算出される分子と分母から割り算で導き出される自己資本比率が、海外に営業拠点を持って国際的に業務展開をしている金融機関については**国際統一基準**として**8%以上**、海外営業拠点を持たない国内金融機関については**国内基準**として**4%以上**を維持することを求めるものです。国際統一基準は、1970年代の欧米における銀行破綻の経験を踏まえ、スイスのバーゼルに本部を持つ**国際決済銀行（BIS）**の中に設けられたバーゼル銀行監督委員会で、金融機関の健全性に対する当局の規制のあり方が国際的に議論されるようになり、国際的に業務を展

開する各国金融機関の**競争条件のイコールフットイング**と**国際金融システムの健全性**を図るために、1988年に**バーゼル合意**として導入されたものであり、国際統一基準に基づく自己資本比率規制は**B I S規制**ともいわれております。

※ B I S規制については、[金融庁ニュースレター第2号](#)の〈金融便利帳：B I S規制〉にもアクセスしてみてください。

- 金融機関の自己資本比率が、国際統一基準であれ国内基準であれ、8%なり4%なりの**健全性の基準**を下回ることとなれば、その下回っている程度に応じて、自己資本比率の改善に向けた必要な措置を講じるように、監督当局は金融機関に命ずることとされております。監督当局が金融機関に命じる措置の内容は、内閣府令・財務省令で定められており、予め定められたルールに基づく透明な行政が行われる仕組みとなっておりますが、この仕組みを**早期是正措置**といいます。監督当局が金融機関の自己資本比率をモニタリングしながら、健全性の基準を下回れば、早期にその是正を求め、問題が深刻化する前に早め早めに手を打っていかうというものです。
- これまで述べてきたように、金融機関の自己資本・自己資本比率、そしてこれに基づく自己資本比率規制は、**預金者保護**や**信用秩序の維持**のために極めて重要です。特に、金融機関が多額の不良債権を抱えている現在の日本の金融システムに対する信頼を回復するためには、不良債権処理の加速とともに、自己資本を質・量ともに充実させていくことが重要な課題となっております。このような観点から、**金融再生プログラム**では、**資産査定の厳格化**、**ガバナンスの強化**と並ぶ3本柱の一つとして**自己資本の充実**を掲げており、「資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため」種々の施策に取り組むこととしております。そして、現在、**作業工程表**に沿って、金融審議会の下の**自己資本比率規制に関するワーキンググループ**で、**繰延税金資産**の問題を含め、銀行の自己資本のあり方が幅広く議論されているところです。

(注) 繰延税金資産とは、法人税等の支払いが、企業会計上前払いと認められる場合に、バランスシート上に資産として計上されるもので、企業会計と税務会計の差異を調整する税効果会計に基づくものです。企業会計と税務会計では、その目的が異なるため、収益（益金）又は費用（損金）の認識時点等に相違が生じます。このため、税効果会計を適用しない場合には、課税所得を基礎とした法人税等の額が費用として計上され、法人税等を控除する前の企業会計上の利益と課税所得との間に差異があるときは、法人税等の額が法人税等を控除する前の当期純利益と期間的に対応せず、また、将来の法人税等の支払額に対する影響が表示されないこととなります。このような企業会計と税務会計の差異を調整するために、税効果会計が先進各国で導入されておりますが、日本においては、平成11年4月1日以降開始する事業年度から税効果会計が実施されることとなりました（平成11年3月決算からの早期適用も可）。税効果会計は金融機関のみならず一般企業にも適用される会計原則ですが、不良債権処理を進めていく中で、金融機関のバランスシートに繰延税金資産が積み上がってきております。すなわち、金融機関は不良債権が発生すると、その時点で債権の価値を適正に評価した上で、将来の損失に備えて貸倒引当金を積みます。この引当については、企業会計上は費用と認められるものであっても、引当金を積む時点では損失が確定していないことなどから、税務会計上は損金として認められず、将来、損失が確定した時点で損金として認められることになるということがあります。このように、貸倒引当金を積んだ時点で一旦支払った法人税等を将来取り戻すことができると認められる場合、すなわち企業会計上前払いと認められる場合には、前払いと認められる法人税等の額に相当する額をバランスシート上繰延税金資産として計上しなければなりません。しかしながら、繰延税金資産については、税金の前払い分が将来の所得で取り戻されることを前提に計上されているということから、計上額の判断に難しい点があり、資本の「質」の問題としても色々な議論があります。金融再生プログラムにおいては、「繰り延べ税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取り扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する」とこととされ、作業工程表において「算入上限については、

金融審議会において年内に検討開始。速やかに検討。法律、会計、税制等の幅広い観点から検討」とされており。なお、金融再生プログラムでは「今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる」ともされており、作業工程表では、この点についても「金融審議会で速やかに検討」とされています。これらを受けて、現在、金融審議会の自己資本比率規制に関するワーキンググループで自己資本のあり方が幅広く議論されているところです。

※ 金融再生プログラム及び作業工程表について、詳しくは、金融庁ホームページの[「金融再生プログラム」](#)のコーナーにアクセスしてください。

金融審議会の自己資本比率規制に関するワーキンググループについては、詳しくは、アクセスFSA第2号【トピックス】[「金融再生プログラムの進捗状況について III金融審議会における検討」](#)及び同第3号【トピックス】[「金融再生プログラムの進捗状況について II金融審議会における検討」](#)にアクセスしてください。

【竹中大臣に質問！】

Q： 大臣はよく「マネーサプライを増やすことが重要」と発言されていますが、そもそもマネーサプライとは何なのか、それを増やす手段、そしてどのような結果が期待できるのかを教えてください。

A： マネーサプライというのは、いろいろと経済の話に必ず出て来る時の言葉なのですが、「マネーサプライとは何なのか」、すごく分かり易く言うと、世の中に出回っているお金の総量ということになりますけれども、「お金って何なのか」と聞かれるとなかなか哲学的な問いになるわけですが、すごく分かり易く言うと、今すぐ我々が使えるお金の合計というふうに考えた方がいいですから、基本的には、現金と銀行に預けている預金を考えればいいです。預金の中でも定期預金を含めるか含めないかとかいろいろな定義があるのですが、普通に我々が預けている普通預金や当座預金とキャッシュだというふうに簡単には考えていいと思います。

それを増やす手段ということなのですが、日本銀行、このマネーサプライをコントロールするのが日本銀行、中央銀行の大変重要な役割ですが、これは例えばですが、銀行が民間企業にお金を貸すと、お金を貸した瞬間、借りた企業はそれを預金に入れますから、預金が増えて、だからマネーサプライが増えるということになるわけです。だから貸出しが増えればマネーサプライは増えるのですが、それが一つの方法です。だから政府が、日本銀行が、銀行に沢山お金が使えるような状況にしてあげるとというのが一つのやり方で、結果的に貸出しが増えるのではないだろうか。ただ、今度は企業の方で資金を使いたいというふうになかなか思わなければ、それもなかなか難しい面も場合によってはあります。もう一つの、日本銀行がお金を出す非常に分かり易いやり方は、何かを買えばいいのです。日本銀行が何かを買えば、その分お金を支払うわけだから、世の中にお金が出て行くということになります。じゃあ何を買うかということになると、実は分かり易い例で言うと、日本銀行は、今、国債をかなり買っているわけです。ここは専門家によって意見が分かれますが、国債をもっと買えと言う人もいるし、国債以外のものも含めて何か別のものを買った方がいいんじゃないかと。別のものとしては、これは意見が非常に分かれますけれども、株を買えという人もいれば、別の資産を買えという人もいます。しかし、ここはまだ専門家の間でも意見が分かれているところです。いずれにしても、マネーが増えるということがなぜ重要かというと、マネーの量によって物の値段が影響を受けるというはっきりとした傾向があるからです。マネーの量が増えれば増えるほど、結果的には物の値段はどんどん高くなる。デフレを克服するためには、その意味ではマネーを増やさなければ、マネーサプライを増やさなければいけない。そのために今何ができるかということが、政府と日銀でずっと議論をされているわけです。



※大臣・副大臣への質問募集中

【竹中大臣に質問！】、**【伊藤副大臣に質問！】**のコーナーでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えします。

「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい！」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。

その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。

お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。なお、採用させていただきましたご質問につきましては、**ご質問者のお名前とお歳**を（ご意見箱の住所の欄にもご記入いただいた場合にはお住まいになっている**都道府県**も合わせて）**ご紹介させていただいてよろしい場合には**、本文の欄にご質問内容を記入された後に「**氏名等掲載可**」とご記入ください。

大臣・副大臣へのご質問がございました方は、**「ご意見箱」**へどうぞ。

【お知らせ】

○ 金融庁ホームページの「資料集」のコーナーに「索引」を設置

金融庁においては、2000年7月の発足以来、金融庁ホームページ上の「広報コーナー」及び「アクセスFSA」において、時々の施策の解説記事等を掲載し、その広報に努めてきております。今般、金融庁ホームページの「資料集」のコーナーに[「索引」](#)を設置し、「広報コーナー」及び「アクセスFSA」に掲載された主要な解説記事を50音順に配列し、それぞれの記事にアクセスできるようにしました。どうぞご利用ください。

○ 「金融庁電子申請・届出システム」についてのご案内

金融庁では、申請・届出等を行う方の利便性を高めるため、従来の書面での申請・届出等に加え、インターネットを利用した申請・届出等の受付を開始しますのでご利用下さい。システムの運用開始は3月20日となっております。詳しい利用方法や申請可能な手続きについては、金融庁ホームページの[「電子申請・届出システム」](#)のコーナーにアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【2月の主な報道発表等】

- 3日(月) [アクセス](#) ・ 金融機関の金利の最高限度の変更について
・ 公認会計士審査会開催
[アクセス](#) ・ 公認会計士制度の改革についての金融庁としての考え方
- 5日(水) [アクセス](#) ・ アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可
・ 第19回金融トラブル連絡調整協議会開催
- 6日(木) [アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その16)」の発出
- 7日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社北都銀行に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 株式会社香川銀行に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 14年9月期における不良債権の状況等(ポイント)
- 12日(水) [アクセス](#) ・ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)の一部改正
- 20日(木) ・ 第25回企業会計審議会第一部会開催
- 21日(金) [アクセス](#) ・ FATFによる対抗措置該当国の解除及び非協力国・地域リスト等の公表
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)の一部改正
[アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その17)」の発出
- 24日(月) ・ 年度末金融の円滑化に関する意見交換会開催
・ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」地方懇談会(大阪)開催
- 25日(火) [アクセス](#) ・ 「金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂について」に対するご意見等の公表について
・ 第118回自動車損害賠償責任保険審議会開催
[アクセス](#) ・ 第118回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について
[アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その18)及び(追加要請その16の訂正)」の発出
- 26日(水) ・ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」地方懇談会(仙台)開催
- 28日(金) [アクセス](#) ・ J. P. モルガン証券会社東京支店に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「証券取引法施行令の一部を改正する政令案」の公表について
(パブリック・コメント)
[アクセス](#) ・ 「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令案」の公表について
(パブリック・コメント)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。